

立入検査指導における主な指導事項

【建設業許可関係】

- ・ 営業所における建設業の許可票の掲示について、許可更新等があった場合は、その内容を適切に記載すること。
- ・ 建設業法第40条の3の規定に基づく帳簿を保存しておくこと

【雇用管理関係】

- ・ 雇用管理責任者を選任すること
- ・ 雇用管理責任者の研修を受講すること（努力義務）
- ・ 雇入れの際には労働条件を書面により明示すること

【下請契約関係】

- ・ 変更契約（金額の変更等）についても書面で行うこと
- ・ 下請業者への支払について、発注者から支払いを受けた日から1月以内に支払うこと
- ・ 下請代金を手形で支払う場合は、今後は手形サイトを60日以内とするよう努めること
- ・ 施工体制台帳の作成対象工事である旨、下請工事関係者に周知すること
- ・ 注文書及び請書に、同一の内容の契約約款を添付又は印刷すること

【労働安全衛生対策関係】

- ・ 安全衛生組織図を事務所内及び現場にも掲示すること
- ・ 安全衛生規則を作成すること